

女性従業員の資格取得にかかる 経費の一部を補助します！

女性の資格取得企業支援事業補助金のご案内

甲賀市では、女性従業員の技能・資格取得にかかる費用を負担した企業等に対し取得にかかる経費の一部を補助しています。
女性の雇用の安定および管理職登用を促進し、企業の活性化および発展を図ります。



補助対象者

下記①～③すべてに該当する方

- ①女性従業員に資格を取得させた市内に事業所を有する個人または法人
- ②資格取得にかかる経費について、この補助金とは別に補助金等の交付を受けていない、または受ける予定がないこと
- ③市民税、固定資産税および軽自動車税の滞納がないこと

補助金の額

補助対象経費の $\frac{1}{2}$

ただし イクボス宣言企業等の認証企業は $\frac{2}{3}$
(年度上限額10万円、千円未満切り捨て)

補助対象経費

この補助金を申請する年度内に下記①または②の要件を満たした場合に、補助対象者が負担した以下の経費

- ①女性従業員が国家資格、公的資格もしくは民間資格に合格した場合
- ②女性従業員が講習等の修了証を得た場合

補助対象経費

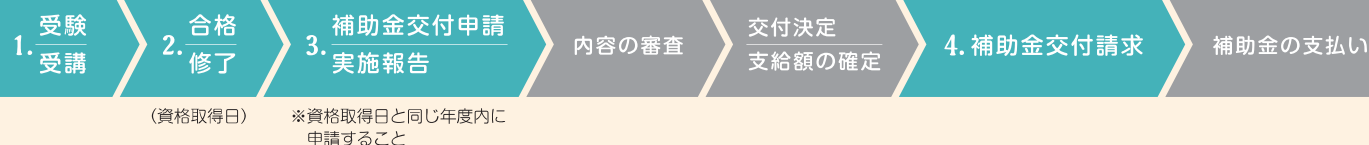
- 試験の受験手数料
- 講習等の受講料
- 教材費
- その他市長が認める経費

※経費について、補助対象者以外の負担(女性従業員が支払った経費等)があった場合は、それを差し引いたものが対象経費になります。

※試験会場までの交通費、書類等の郵送料、資格取得の前提となる学位取得にかかる費用および資格取得時の祝い金は対象経費になりません。

手続きの流れ

※資格を取得してからの補助金申請となります。



必要書類

下記①～⑧で該当するすべての書類を提出してください。

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②経費の内訳がわかる書類(受験手数料、受講料の内訳がわかる請求書等)
- ③補助対象者が経費を支払ったことがわかる書類(領収書や払込受領証等)
- ④資格等を取得する者が女性従業員であることの証明書類(健康保険証等)
- ⑤資格取得を証明する書類の写し(合格証書や修了証等)
- ⑥市税納付状況調査同意書(様式第2号)
- ⑦実施報告書(様式第3号)
- ⑧交付請求書(様式第5号)

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

申請期限

資格を取得した日が属する **年度末** まで

※年度とは、4月1日から3月31日までのことです。

予算額に達した場合は、期間内でも受付を終了します。

申請方法についてはこちら

詳しくは市ホームページをご確認ください。
様式等のダウンロードもこちらから



お問い合わせ

甲賀市役所 産業経済部 商工労政課 女性活躍推進室

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

TEL.0748-69-2189 FAX.0748-63-4087